

湖企第 11号
平成19年2月21日

滋賀県知事 嘉田由紀子様

湖南市長 谷畠英



東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅設置工事に係る損失額の支払い要求について

立春の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、（仮称）南びわ湖駅の設置につきましては、知事自ら「凍結を含む幅広い議論を行う」と明言されているところであります。その結論が出ていないにもかかわらず、工事協定に基づく平成19年度工事負担金について、県予算に計上しないことを工事協定関係者に協議がなされないまま、早々と1月に公表されたことは甚だ遺憾であり、貴職自ら債務不履行を認める行為と受け止めます。

従つて、状況をつくりだした原因者である貴職（知事並びに滋賀県）に対し再三にわたり要請しているとおり、先ず湖南市分の平成18年度負担金および戻入までの延滞利息を年度内に優先して返還するよう要求します。

なお、仮に凍結（中止）となった場合は、本市に影響が及ぶ全ての損失額を原因者である貴職（貴殿）に強く求める意向であることを念のため申し添えます。

資料2

湖企第 11号
平成19年2月21日

東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅設置促進協議会

会長 嘉田由紀子様

湖南市長 谷畑英喜



東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅設置工事に係る損失額の支払い要求について

立春の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、（仮称）南びわ湖駅の設置につきましては、会長自ら「凍結を含む幅広い議論を行う」と明言されているところであります。その結論が出ていないにもかかわらず、工事協定に基づく平成19年度工事負担金について、県予算に計上しないことを工事協定関係者に協議がなされないまま、早々と1月に公表されたことは甚だ遺憾であり、貴職自ら債務不履行を認める行為と受け止めます。

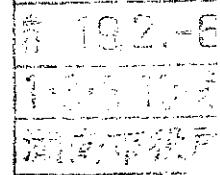
従って、状況をつくりだした原因者である貴職に対し再三にわたり要請しているとおり、先ず湖南市分の平成18年度負担金および戻入までの延滞利息を年度内に優先して返還するよう要求します。

なお、仮に凍結（中止）となった場合は、本市に影響が及ぶ全ての損失額を原因者である貴職（貴殿）に強く求める意向であることを念のため申し添えます。

資料3

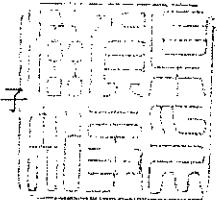
滋新駅第

平成19年(2007年)2月1日
1号



湖南市長 谷 烟 英 吾 様

滋賀県知事 嘉 田 由紀子



東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅設置工事にかかる損失額について（回答）

平素は、本県の行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅の設置につきましては、貴職もご承知のとおり、促進協議会の正・副会長会議において、遅くとも3月末までに結論を出すべく、凍結を含む幅広い議論を行うこととされており、去る1月19日には、「大幅なコストダウンの方策について事務局で検討の上、JR東海へ要請すること」が確認されたところです。

これを受け、現在、事務局である栗東市においてコストダウンの方策が検討されているところであり、貴職から請求のあった新駅の凍結あるいは中止に伴う損失の負担について検討をする段階ではないものと考えております。

また、今年度の貴市の工事費負担金については、工事協定、年度協定等に基づいて貴市から促進協議会に支払われたものと承知しており、仮に本年3月末をもって工事を清算することとなった場合も、これらの協定等に基づいて本県、栗東市および関係市の負担金について、一旦JR東海に支払った上で出来形に応じて清算されることになるものと考えております。

なお、清算に伴う返戻金については、清算終了後、事務処理に必要な期間を経て貴市に返戻されるものであることから、延滞利息を生じる性格のものではないことを申し添えます。

湖企第 8 号
平成19年1月25日

滋賀県知事 嘉田由紀子様

湖南市長 谷畑英壽



東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅設置工事に係る損失額について

新春の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅設置については、これまで本市を含めた周辺関係市は、滋賀県の強力な指導のもと、法的な手続きを踏まえながら推進に協力してきたところであります。

しかしながら、仮に凍結（中止）となつた場合、本来の目的である新幹線新駅の設置が達成されないこととなり、本市における新市建設設計画および総合計画等に基づく今後のまちづくりや社会経済に多大の影響を及ぼすこととなります。

つきましては、平成18年12月4日付湖企第104号で東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅設置促進協議会会长あてに通知したとおり、当面46,125千円の損失が生ずるため、その原因を招いた滋賀県知事に損失額を請求します。

但し、平成19年3月末に清算することになれば、先ず平成18年度負担金13,000千円および戻入までの延滞利息を平成18年度内に優先して返還するよう強く求めますので、よろしくお願いします。

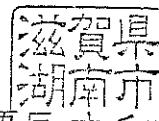
資料5

湖企第 7 号
平成19年1月12日

東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅設置促進協議会

会長 嘉田由紀子様

湖南市長 谷畑英吾
(東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅設置促進協議会副会長)



東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅設置促進について（要請）

新春の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、東海道新幹線（仮称）南びわこ駅設置については、これまで栗東市や関係市は滋賀県の指導のもと、法的な手続きを踏まえながら推進してきたところであり、既に平成18年5月27日には起工式が行われ、工事契約の締結がなされた中、嘉田知事が凍結（中止）ということは、これまでの県と市町との信頼関係を揺るがし、広域行政や地方自治制度の根幹を失墜しかねない状況を招いたと考えます。

また、正・副会長会議において、県（知事）は「幅広い議論をする」といいながら、「新年度予算に建設負担金を計上しない」ことは、「推進か凍結か」の方向性を未だに示さないまま先に結論を出したということであり、極めて異常な事態であります。本会議に要請したとおり、仮に凍結（中止）となつた場合の「課題や全体スケジュール、本市における具体的な地域振興策（支援額）」を先ず提示し、会議を開催すべきであります。

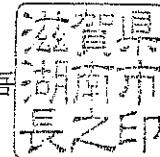
これまで促進協議会を設立し、20年にわたり新幹線新駅設置の早期実現にむけ取り組んできたところでありますが、本県において最大の経済波及効果をもたらすビッグプロジェクトを嘉田知事が凍結（中止）するとなれば、その責任は全て県（知事）にあり、本市に係る損害も県（知事）が負うべきものであります。



湖企第104号
平成18年(2006年)12月4日

東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅設置促進協議会
会長 嘉田由紀子様

湖南市長 谷畠英吾



東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅設置工事に係る損失費について（通知）

師走の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成18年11月28日に滋賀県より東海道新幹線新駅凍結に伴う損失額が公表されました。仮に凍結（中止）となった場合は、下記のとおり、本市にも多大な影響が及ぶことが予想されますので、念のためご了知ください。

なお、平成18年11月22日付湖企第98号で「東海道新幹線新駅設置工事に係る平成18年10月期工事費支払いの特別的な猶予等に関する覚書」について要請したとおり、原因者である滋賀県（知事）にも通知願います。

記

1. 東海道新幹線新駅凍結（中止）に伴う湖南市に及ぼす損失額（算出基礎は別添）

1) 新駅設置促進協議会への負担金	1,871,000円
2) 臨時市議会開催に係る関係経費	444,030円
3) 新駅設置工事費負担金に係る経費	13,270,833円
4) 新市建設計画および総合計画の改定経費	11,839,890円
5) 新幹線新駅設置に係る人件費、経常経費	<u>18,700,000円</u>
合 計	46,125,253円

2. 上記の損失額については、平成18年12月1日現在（平成18年度末）において把握できる範囲での試算であり、状況の変化により増減することがある。

資料6-1

石部町および甲西町の合併に係る市町村建設計画 (「新市まちづくり計画(素案)」)に係る意見

1 意見(要請)

頁	意 見 等	担当課等
31	[【新市における国・県事業】] 「河川環境整備」を 「一級河川環境整備事業」に改めてください。	甲賀地域振興局河川砂防課
40	[【新市における県事業】] 「高生産性農業集積促進事業(ほ場整備事業)」を 「経営体育成基盤整備事業」に改めてください。	耕地課 農村整備課
40	[【新市における県事業】] 「生態系保全空間整備事業」という事業はないため、 適切な事業名に訂正してください。	農村整備課
42	[■JR草津線の利便性の向上] 「東海道新幹線新駅の設置等を関係機関に要望していく」と ありますが、既に平成14年4月の基本協定書締結により新駅設置は決定されており、内容が不明確で、「新駅の整備等を促進する」等の記述としてください。	交通政策課



湖改第 156 号
平成 17 年 12 月 20 日

東海道新幹線（仮称）びわこ栗東駅設置促進協議会

会長 國松 善次 様

湖南市長 谷 畑 英 吾



（東海道新幹線（仮称）びわこ栗東駅設置促進協議会副会長）

東海道新幹線（仮称）びわこ栗東駅促進協議会の運営について（照会）

師走の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は新幹線新駅の設置促進にご尽力いただきしておりますことに敬意を表します。

さて、平成 17 年 12 月 20 日に開催されました東海道新幹線（仮称）びわこ栗東駅促進協議会幹事会において、これまで本市として了解してきた経過を超える提案を含め、さまざまな疑問が生じております。そのため、市議会において債務負担行為を含む補正予算は可決いたしましたが、個別具体的に支出意思を決定することが難しくなっております。

つきましては、本市が市民に対して支出の説明が可能となるよう下記の 5 点につき明確かつ誠意ある回答をいただきたく依頼します。

記

- 1 平成 17 年 12 月 20 日に開催された幹事会において、甲賀市不足分 1 億 7500 万円を仮線部分の撤去費用で後日充当する方針が示されたが、仮線部分は特殊要因に分類されており、関係市が関係しないものである。協議書案の第 7 条第 2 項に「仮線構造物については、甲、乙、丙いずれかが財産を所有するものとし」とあるが、これは当初調整会議において合意した上下分離の大原則に違反する提案である。
- 2 平成 17 年 12 月 15 日に行われた東海旅客鉄道株式会社に対する工事施行依頼（協議書）の提出については、重大な行為であるにもかかわらず、促進協議会としての意思決定のないままに会長印が押印されたことは極めて遺憾である。
- 3 平成 17 年 6 月 2 日の第 2 回調整会議における首長間の合意事項における「関係市それぞれの負担額については、甲賀市を除いて県が提案した調整案の額により、甲賀市は甲賀市の案による額で、それぞれ債務負担行為として各議会に諮っていくことで合意されました」という項目と「未調整の部分（甲賀市案と県案の差額、大津市の負担額）に

資料7-1

については、県と促進協議会が、甲賀市や大津市と引き続き協議することで合意しました」という項目の間には軽重の差がないはずだが、前者のみを掲げて工事協定が締結されることは納得性にかける行為である。

- 4 平成17年12月20日に開催された幹事会において、「東海道新幹線新駅設置工事費年度別負担額表」なるものが示されたが、関係市の負担に関する支払いが平成21年度以降の開始となるという当初の説明が、いつの間にか平成18年度からの支払い開始とすり返されていることに対し、強い不信感を覚えるとともに、各市の財政計画を一顧だにしない手順に強い憤りを覚える。
- 5 平成17年12月20日に開催された幹事会において示された「覚書（案）」においては大津市の取り扱いについて明確にされていないが、促進協議会からの脱退手続を行い、滋賀県と大津市が別に覚書を交わすのであれば、大津市の3億円分は滋賀県の費用負担額として促進協議会の覚書に明記すべきであるし、滋賀県分として明記できないのであれば、大津市分として明記すべきである。

新幹線新駅にかかる県の考え方等について

1. 知事が県議会で新幹線新駅設置に「政治生命をかける」と答弁したことに係り、新駅設置に対する県の考え方について

- ・新幹線新駅設置は県南部地域の発展を担うことはもとより、滋賀の将来が託されているとも言うべきものであるとの認識であり、関係市共々進めていくべき現下の県の最重要課題の一つである。
- ・このことから、滋賀の現在と将来に責任を負う知事としての責務として「政治生命を懸ける」と知事が判断されたものであり、知事の重い判断のもとでのものであると受け止めている。

2. 促進協議会からの大津市の脱退問題を議論することは、市内に1センチも通過していない第二名神自動車道路建設促進期成同盟会に参加している湖南市の立場を厳しいものに追いやるものと理解するが、県の考え方如何。

- ・行政の継続性や信義則から、大津市が新駅の負担をしないことや促進協議会から退会することは、元来、認められるべきものではないが、昨年度の促進協議会正・副会長会議においても大津市長の翻意はなかったこと等の経緯に鑑み、大津市が直接的な新駅の負担に応じることは期待できないところである。
- ・こうした中においても、新幹線新駅設置を実現することを最優先に考慮する必要があると考えており、従って、新駅設置を実現するためには、大津市長から妥協を引き出していく必要があることから、大津市の退会もその一環として考えている。
- ・湖南市の立場は理解できるものであるが、新駅実現のために理解を願いたい。

3. 大津市が促進協議会を脱退するのであれば、湖南市としても脱退を考えてもよい。今後は県と栗東市が検討すればよいのではないか。

- ・関係市長はいずれも、大津市の行動に賛同されず、むしろ反発されていたところであって、このことは現在も同様であると考えられる。
- ・しかし、そのような中であっても大津市の退会を認める方向であるのは、新駅実現のためであり、その目的のために止むを得ぬ措置であることを理解願いたい。
- ・県としては、新駅設置は関係自治体の共同事業として進めてきたものと考えており、引き続き、これまでの体制を維持したうえ新駅の開業を迎えると考えている。

4. 県は、大津市の負担分である3億円をどういう形でJR東海に支払うつもりか。観光目的で支出されたものを駅舎建設に振り向けることは、県議会で知事が否定したところである。(守山市長は建設費が下がれば促進協加盟自治体全体にその効果が生じると主張しており、湖南市の立場も同じである)

- ・大津市の協力金は、県を経由してJRに支払うこととする方向であり、このことは大津市も認識の上でのものとする予定である。
- ・「観光目的で支出されたものを駅舎建設に振り向けることは、県議会で知事が否定した」とのことは、事実誤認があるものと考えられる。

臨時議会における杵木議員に対する知事答弁は以下のとおりである。

「大津市につきましては、先の調整会議でも3億円の協力を求めていくこととしているものであります、既に大津市とは事務的に協議を開始したところですが、大津市長は観光などの分野で県の事業に一定協力する旨表明されているところであります、早急に大津市との協議を整えてまいりたいと考えております」

従って、大津市の観光での協力が新駅に対する協力を前提としていることにより、当該答弁内容となっているものである。

また、臨時議会の森議員の「(大津市と甲賀市との)決着がつかなければ、工事協定は結べるのか。結べなければ滋賀県が負担することを考えていないか問う」との質問に対し、知事答弁は以下のとおりである。

資料8-1

「工事協定の締結の時期までに、知事として責任をもって協議を整えていく所存であり、県が両市の分を負担するということは考えておりません。」

この知事答弁の趣旨は、大津市からの協力を新駅設置費に充てていく方向であるため、県が負担することはないとの前提に立ったものである。

- ・「守山市長は建設費が下がれば促進協加盟自治体全体にその効果が生じると主張している」とのことは、同様の認識である。このため、建設費が下がれば、各自治体ごとの負担額に応じて負担金を減じるものとして、事前に調整を図る方向である。

5. 甲賀市の負担分である1億7500万円の課題の解決方策について。（草津線複線化をその取引材料にすることについては、草津線複線化同盟会のこれまでの積み重ねを無視することとなるので反対する）。甲西駅行き違い設備の設置にかかる用地買収について。

- ・甲賀市に対しては、早期に協議を開始したいと考えているところである。草津線複線化は、その協議において取引材料とする意図はない。しかし、新幹線新駅の設置が草津線複線化の実現に向けて有効な手立てとなるものであり、一体的に整備を図るべきものと考えているので、その旨主張していく所存である。
- ・行き違い設備用地買収については、複線化のために必要な事業の用地の買収であり、同盟会として取り組むべきものと認識している。このため、同盟会のワーキンググループ等で従前から検討を進めてきた方向性に沿い、同盟会総会において、湖南市が取り組まれる行き違い設備用地買収が同盟会として取り組む事業であること等の共通認識を形成したいと考えている。

6. 関係市として新駅設置の目的である県南部地域の発展にどのような具体的寄与があるのか明らかにすべきである。例えば新駅アクセスの道路インフラ整備などに還元するなどの戦略について示すべきであり、県の考え方如何。

- ・促進協議会関係市町の「新駅設置の負担について市民に説明できるよう、あらゆる効果を明確にしてほしい」との意見に基づき、深度化調査が実施されたものであり、県南部地域への効果は、これによって説明していくとの認識であった。また、併せて深度化調査においては、地域整備戦略もとりまとめられているので、当該戦略内容が一定のグランドデザインともなるとの認識であった。
- ・また、県では政策調整部に新駅活用方策検討委員会を設置して検討が進められているが、最終的な検討内容をとりまとめまでには到っていないのが現状である。
- ・事例として掲げられた新駅へのアクセス道路整備に関しては、滋賀県道路アクションプログラムにおいて位置づけたうえ取り組むこととしているところである。
- ・なお、新駅に至るアクセス道路整備に関し、その計画概要図は県から各市に個別に持参したほか促進協議会幹事会等の場でも配布し貴市にも届いているところである。

7. 債務負担行為の支出時期や方法如何

- ・県は、関係各市には、各市議会への議案上程のために必要な情報（年度毎の支払い額等）の提供に努め、7月11日に臨時議会に向けての勉強会が関係各市の担当課長を出席者として促進協議会で開催されたので、県としても説明および資料提供のうえ、情報の共有化に努めたところである。
- ・具体的には、債務負担行為期間は平成18～24年度であり、工事の進捗に応じて毎年度支払うこととなる。